

ありがとう！三田っ子応援基金条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>ふるさと三田の教育への想いのもとに寄せられた寄附金(以下「寄附金」という。)</u>を、三田の次代を担う子どもを育成する事業に充てるため、ありがとう！三田っ子応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1) <u>自分が好き・人が好き、夢に向かって歩む子どもを育てる事業</u></p> <p>(2) <u>ふるさとを大切にすることを育てる事業</u></p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>三田への想いのもとに寄せられた寄附金(以下「寄附金」という。)</u>を、三田の次代を担う子どもを育成する事業に充てるため、ありがとう！三田っ子応援基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、予算に計上して処分することができる。</p> <p>(1) <u>子どもの教育に関する事業</u></p> <p>(2) <u>子育て支援に関する事業</u></p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>